

## 指定居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の 「正当な理由」の判断基準

三重県（平成19年度 改訂版）

下記のいずれかの事由に該当する場合は、正当な理由があるものとして取り扱います。

なお、④については、**※1「事業所の比較検討に関する手続」**により、挙証できるものに限りません。

### 記

- ① 指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合。
- ② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合。
- ③ 判定期間の1月あたりの平均居宅サービス計画数が20件以下である場合。
- ④ 利用者の希望を勘案し、利用者に対して複数の事業所を紹介したうえで、集中している場合。※1
- ⑤ 判定期間の1月あたりの特定事業所集中減算の対象となる居宅サービスを位置付けた居宅サービス計画件数が、各サービスごとにみた場合に5件以下である場合。

### **※1「事業所の比較検討に関する手続」**

特定事業所集中減算の判定期間中に、「①：新規に居宅サービス計画を作成する場合、②：利用者が区分変更認定を受けた場合、③：利用者が更新認定を受けた場合」において、利用者の希望を確認したうえで、利用者に適した複数の事業所を紹介し、利用者が居宅サービス（訪問、通所、福祉用具貸与）事業所を選定しているかを書面で確認します。

確認の対象は、上記の①～③に該当したすべての利用者です。

挙証資料として、①～③の内訳を参考様式2の正当な理由④の欄に記載し、当該すべての利用者に対して**参考様式3**を提出してください。

なお、参考様式3の内容を網羅していれば、事業所独自の様式、又は居宅サービス計画書の第1票及び第6票の提出でも構いません。